

名古屋地方裁判所 令和●●年（○○）第●●号 差押登記解除等請求事件

国側当事者・国

令和3年2月10日棄却・確定

判 決

原告 X
被告 国
同代表者法務大臣 上川 陽子
指定代理人 別紙指定代理人目録のとおり

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

- 1 被告は、原告に対し、別紙物件目録記載1の土地につき、名古屋法務局豊橋支局平成30年5月29日受付第●●号の差押登記の抹消登記手続をせよ。
- 2 被告は、原告に対し、951万3556円及びこれに対する本判決確定の日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

名古屋国税局長は、A（以下「A」という。）の滞納国税（以下「本件滞納国税」という。）を徴収するため、別紙物件目録記載1の土地（以下「本件土地1」という。）について差押処分（以下「本件差押処分」という。）をして差押登記（以下「本件差押登記」という。）をするとともに、別紙物件目録記載2の土地（以下「本件土地2」という。）について差押処分をした上で公売（以下「本件公売」という。）に付し、その売却代金の一部を本件滞納国税に充当した。

本件は、原告が、被告に対し、本件土地1について所有権移転請求権仮登記を有していることなどから所有権又は所有権に準ずる権利を有するとして本件差押登記の抹消登記手続を求めるとともに、本件土地2について名古屋国税局長による本件公売が違法であると主張して国家賠償法（以下「国賠法」という。）1条1項に基づき損害賠償金951万3556円及びこれに対する本件公売の日以後である本判決確定の日から支払済みまで平成29年法律第44号による改正前の民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

- 1 前提事実（当事者間に争いのない事実並びに掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実等）

(1) 本件土地1について所有権移転請求権保全仮登記がされた経緯等

ア 原告は、平成23年、Aに対して、本件土地1について平成22年11月18日の代物
弁済予約を原因とする所有権移転請求権仮登記手続を求めるとともに、900万円及び遅

延損害金の支払を求める訴えを名古屋地方裁判所岡崎支部に提起した。この訴訟における原告の主張は、原告とAとの間には、平成22年11月18日、原告がAのために支払った立替金について、①Aが立替金の支払債務の代物弁済としてAの所有する本件土地1を原告に譲渡すること、②Aは本件土地2をB株式会社（以下「B」という。）に売却し、900万円を立替金の支払債務の弁済として原告に支払うことなどを内容とする合意が成立したなどというものであった。（甲1、2）

イ 名古屋地方裁判所岡崎支部は、平成26年3月14日、原告の請求のうち、本件土地1について平成22年11月18日の代物弁済予約を原因とする所有権移転請求権仮登記手続を求める部分を認容し、その余の請求を棄却する旨の判決（以下「本件一審判決」という。）をし、原告及びAの双方が控訴したものの、名古屋高等裁判所は、平成26年10月10日、これらの控訴をいずれも棄却する旨の判決（以下「本件控訴審判決」といい、本件一審判決と併せて「本件各判決」という。）をし、本件一審判決は、同年11月1日に確定した。

本件各判決は、概要、①原告とAは、平成22年11月18日、Aが原告に対して負っていた債務の額が3050万2541円であることを確認するとともに、これを合計2350万円に評価される本件土地1及び本件土地2の代物弁済により消滅させることとするが、本件土地1については2年以内にAが買い戻すことが可能であり、本件土地2は、同土地が農地であり原告が取得することができないことから、本件土地2の買受けを予定していたBからAに支払われる買受代金をもってこれに代える旨の合意（以下「本件和解契約」という。）が成立したと認められる、②したがって、原告の本件土地1に関する所有権移転請求権仮登記手続を求める請求は理由があるが、本件和解契約は、本件土地2がBに売却された場合にその売却代金をもって本件土地2に代えることが予定されていたと認められるにすぎず、本件土地2がBに売却されるという条件が成就しなかった場合について原告がAに対して本件土地2の売却代金相当額を直接請求することができることまで合意されたとは認められないから、900万円及び遅延損害金の支払を求める請求は理由がないというものである。

（以上につき、甲2、3、乙9）

ウ 原告は、平成29年3月13日、本件一審判決に基づき、本件土地1について平成22年11月18日の代物弁済予約を原因とする所有権移転請求権仮登記（以下「本件仮登記」という。）を経由した。（甲8、乙8、9）

（2）本件土地2の公売（本件公売）の経緯等

ア 名古屋国税局長は、平成29年2月20日、Aが、平成25年分の所得税及び復興特別所得税を法定納期限である平成26年3月17日まで納付しなかったことから、Aの滞納に係る前記各国税（本件滞納国税）を徴収するため、本件土地2について差押処分をし、その旨の登記がされた。（甲9、乙1）

イ 名古屋国税局長は、本件土地2について入札の方法により公売を実施し、平成30年2月27日、国税徴収法104条に基づき、最高価申込者をBと定める決定をした上、同年3月6日、同法113条1項に基づき、Bに対して売却決定を行い、Bは、同日、買受代金260万円を納付した。（乙2ないし4）

ウ 名古屋国税局長は、平成30年3月16日、売却代金260万円全額の配当を受け、配

当金から滞納処分費を差し引いた全額を本件滞納国税に充当した。(乙5)

(3) 本件土地1の差押処分(本件差押処分)の経緯等

ア 名古屋国税局長は、本件公売による配当金が本件滞納国税の額に満たなかったことから、平成30年5月29日、本件滞納国税の残額を徴収するため、本件土地1について差押処分(本件差押処分)をし、その旨の登記(本件差押登記)がされた。(甲8、乙6)

イ 名古屋国税局長は、平成30年5月30日、本件仮登記の権利者である原告に対し、国税徴収法55条に基づき、本件土地1を差し押さえた旨を通知するとともに、原告が本件土地1について有する権利の内容等を照会した。これに対し、原告は、同年6月6日付けで、①原告が本件土地1について有する権利は、仮登記担保契約に関する法律(以下「仮登記担保法」という。)の適用があるものであること、②所有権を取得することとされている日が平成31年3月13日であること、③仮登記担保権実行の通知は平成29年3月13日にされていることなどを記載した書面を提出した。もともと、原告は、本件各判決によりAが本件仮登記から2年間は買い戻せるとして前記②の記載をし、本件各判決に基づいて裁判所からAに連絡がされていると考えて前記③の記載をしたにすぎず、実際には、Aに対して本件仮登記に係る代物弁済予約の実行通知はしていない。(乙7ないし9)

(4) 本件訴えの提起

原告は、令和2年3月25日、本件訴えを提起した。(顕著な事実)

2 主たる争点及び主たる争点に関する当事者の主張の要旨

本件の主たる争点は、(1)原告が本件土地1について所有権又は所有権に準ずる権利を有するか(争点1)、(2)本件公売の国賠法上の違法性の有無(争点2)であり、これに関する当事者の主張の要旨は、次のとおりである。

(1) 原告が本件土地1について所有権又は所有権に準ずる権利を有するか(争点1)

(原告の主張の要旨)

原告は、本件土地1についてされた本件仮登記は、仮登記ではあるものの、本件各判決により経由されたものであり、本登記と同一のものであるから、原告は、本件土地1について所有権又は所有権に準ずる権利を有している。

したがって、本件差押処分は、原告が所有権又は所有権に準ずる権利を有する土地にされたものであるから、本件差押登記は抹消されるべきである。

(被告の主張の要旨)

本件仮登記が本件各判決により経由されたものであるとしても、本件仮登記が本登記と同一のものであるなどという原告の主張は、法律の根拠がない独自の解釈に基づくものである。

したがって、原告の前記主張は失当である。

(2) 本件公売の国賠法上の違法性の有無(争点2)

(原告の主張の要旨)

本件各判決により、Aが、原告との合意に基づいて、①Bに本件土地2を売却し、その売却代金を原告に支払うことが確定したから、本件各判決にもかかわらず本件土地2を売却する本件公売は、国賠法上違法である。

(被告の主張の要旨)

本件土地2について、原告が第三者である被告に対抗し得る何らかの権利を有しているとは認められない。原告は、本件各判決により、Aが、原告との合意に基づいて、Bに本件土

地2を売却し、その売却代金を原告に対する債務の弁済として支払うことなどが確定したなどと主張するが、本件各判決では、本件土地2がBに売却されるという条件が成就しない場合に本件土地2の売却代金相当額の支払をAに直接請求できることまで原告とAが合意していたと認めることはできないなどと判示されており、本件各判決において、Aが、原告との合意に基づいて、Bに本件土地2を売却し、その売却代金を原告に対する債務の弁済として支払うことなどが確定したとは認められない。

第3 当裁判所の判断

1 原告が本件土地1について所有権又は所有権に準ずる権利を有するか（争点1）について

- (1) 原告は、本件仮登記は、本件各判決により経由されたものであり、本登記と同一のものであるから、原告が本件土地1について所有権又は所有権に準ずる権利を有している旨主張する。

しかしながら、仮登記とは不動産登記法105条の規定に基づいてされる登記をいい、本登記をなすべき手続法的又は実体法的要件が完備しない場合において、将来されるべき本登記の準備としてされる登記であるから、仮登記が判決に基づいてされたものであるとしても、これを本登記と同一のものであるということとはできない。

したがって、原告の前記主張は採用することができない。

- (2) なお、前記前提事実(1)によれば、本件仮登記は、Aの原告に対する債務を担保するためにその不履行があるときに本件土地1の所有権を移転することを目的としてされた代物弁済予約に基づいてされたものであることが認められる。そして、仮登記担保法2条1項によれば、本件仮登記に係る代物弁済予約については、予約を完結する意思表示した日以後に、原告が清算金の見積額（清算金がないと認めるときは、その旨）をAに通知し、かつ、その通知がAに到達した日から2か月を経過しなければ、本件土地1の所有権移転の効力は生じないこととなる。

この点、前記前提事実(3)イによれば、原告は、名古屋国税局長からの照会に対し、①原告が本件土地1について有する権利は、仮登記担保法の適用があるものであること、②所有権を取得することとされている日が平成31年3月13日であること、③仮登記担保権実行の通知は平成29年3月13日にされていることなどを記載した書面を提出していることが認められる。しかしながら、前記前提事実(3)イによれば、原告は、本件各判決によりAが本件仮登記から2年間は買い戻せるとされたことから本件仮登記の日から2年後である平成31年3月13日を所有権を取得することとされている日として記載し（②の記載）、本件各判決に基づいて裁判所からAに連絡がされていると考えて仮登記担保権の実行の通知が平成29年3月13日にされていると記載した（③の記載）にすぎず、実際には、Aに対して本件仮登記に係る代物弁済予約の実行通知はしていないことが認められる。そして、他に、原告が、Aに対し、本件仮登記に係る代物弁済予約の予約完結の通知や清算金の見積額等の通知をしたことを認めるに足りる証拠はない。そうすると、本件仮登記に係る代物弁済予約に基づいて原告が本件土地1の所有権を取得したと認めることもできない。

- (3) したがって、原告が本件土地1について所有権又は所有権に準ずる権利を有するとはいえないから、これらの権利に基づく原告の本件差押登記の抹消登記手続請求は、理由がない。

2 本件公売の国賠法上の違法性の有無（争点2）について

原告は、本件各判決により、Aが、原告との合意に基づき、本件土地2をBに売却し、その

売却代金を原告に対する債務の弁済として支払うことなどが確定したから、本件土地2を売却する本件公売は、国賠法上違法である旨主張する。

しかしながら、国賠法1条1項は、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背して当該国民に損害を加えたときに、国又は公共団体がこれを賠償する責任を負うことを規定するものであるから、公務員による公権力の行使に係る行為に同項にいう違法があるというためには、公務員が、当該行為によって損害を被ったと主張する者に対して負う職務上の法的義務に違反したと認められることが必要であると解される（最高裁昭和●●年（〇〇）第●●号同60年11月21日第一小法廷判決・民集39巻7号1512頁参照）。そして、本件各判決は、原告とAとの間において、Aが本件土地2をBに売却し、その売却代金を原告に対する債務の弁済として原告に支払う旨の合意が成立したことを認定しているものの、この合意は、原告とAの間でされたものにとどまり、被告に対して何らかの法的効力を有するものではなく、このことは、本件各判決において前記の合意の存在が認定されたとしても異なるものではない。そうすると、本件各判決によって前記の合意の存在が認定されたことをもって直ちに、本件公売が原告に対して負う職務上の法的義務に違反したものであるということはできず、他に本件公売が国賠法上違法の評価を受けるものであることを認めるに足りる証拠はない。

したがって、本件公売が国賠法上違法であるとはいえない。

3 結論

以上によれば、原告の請求は、いずれも理由がないからこれらを棄却することとし、訴訟費用の負担につき、民事訴訟法61条を適用して、主文のとおり判決する。

名古屋地方裁判所民事第9部

裁判長裁判官 角谷 昌毅

裁判官 山田 亜湖

裁判官 湯浅 雄士

(別紙)

指定代理人目録

林 真人、中村 優希、三好 友信、原田 良二、池田 隼也

以上

別紙 省略